

議案第**3**号

沖縄県立高等学校単位制教育規程の一部を改正する訓令について

沖縄県立高等学校単位制教育規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成18年8月**16**日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県立高等学校単位制教育規程の一部を改正する訓令

沖縄県立高等学校単位制教育規程（平成14年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改め、同条中「大学入学資格検定に合格した科目」を「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）」に改める。

附 則

この訓令は公布の日から施行する。

訓令案の概要説明

県立学校教育課

1 改正の経緯及び必要性

文部科学省令第1号（平成17年1月31日）により、高等学校卒業程度認定試験規則が定められた。

そのため、沖縄県立高等学校単位制教育規程の改正を行う必要がある。

2 案の概要

沖縄県立高等学校単位制教育規程第17条の見出し中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改め、同条中「大学入学資格検定に合格した科目」を「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）」に改める。

3 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 文部科学省令

新旧対照表

新	旧
<p>(高等学校卒業程度認定試験の合格科目) 第17条 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)の定めるところにより合格点を得た試験科目(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。)の単位数を当該入学した高等学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</p>	<p>(大学入学資格検定の合格科目) 第17条 大学入学資格検定に合格した科目の単位数を当該入学した高等学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</p>

文部科学省令第一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則を次のように定める。

平成十七年一月三十一日

文部科学大臣 中山 成彬

高等学校卒業程度認定試験規則

（趣旨）

第一条 学校教育法第五十六条第一項の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のための試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）を行う場合は、この省令の定めるところによる。

（試験の施行）

第二条 高等学校卒業程度認定試験は、毎年少なくとも一回、文部科学大臣が行う。

2 試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ、官報で告示する。

（受験資格）

第三条 高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者は、受験しようとする試験の日の属する年度の終わりまでに満十六歳以上になる者とする。

（試験科目、方法及び程度）

第四条 試験科目は、別表の第一欄に定めるとおりとする。

2 高等学校卒業程度認定試験は、各試験科目について、筆記の方法により、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項を除き、以下同じ。）において別表の第二欄に定める科目を履修した程度において行う。

（中略）

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

2 第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成十五年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第六十条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に適用する。

（大学入学資格検定規程の廃止）

第二条 大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）は、廃止する。